

## 小豆島町空き家活用型事業所整備補助金

### 空き家を事業所に改修する経費及び通信設備費を補助します！

香川県が運営する、「かがわ住まいネット」内において、小豆島町空き家バンク物件の紹介をしています。

令和3年度より、町内にある空き家の有効活用と、町内への移住・定住を促進するため、県外の法人事業者または個人事業主が購入した空き家を事業所として改修する際に要する経費の一部を補助する制度をスタートしました補助額は最高で400万円です。

令和6年度の申請書類の提出期限は5月31日（金）です。

#### ◆ 対象者は・・・

・**法人事業者**・・・会社法上の本店が県外にある法人。改修した物件で勤務する従業員のうち、1名以上は県外からの移住者、又は移住する予定（住民票を移す直前に連続して3年以上県外に在住）であること。

・**個人事業主**・・・税務署に個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の提出をしており、県外からの移住者、又は移住する予定（住民票を移す直前に連続して3年以上県外に在住）で、小豆島町に住民票を移して2年を経過していない者であること。

法人・個人ともに実績報告時には小豆島町へ移住していること。

- 【条件】 ①購入物件が、香川県が運営する Web サイト「かがわ住まいネット」に登録された空き家で、一戸建て専用住宅又は、一戸建て併用住宅であること。  
②空き家の延べ床面積の2分の1以上を事業所として3年以上使用する予定であること。  
③国庫補助金及び他の香川県補助金を受けていないこと。  
④テレワークを行うための環境を整えること。

#### ◆ 補助金の対象となる修繕・整備等の内容は・・・

下記のような内容が対象となります。

**家屋改修費**・・・家屋の改修に要する経費、耐震診断に要する経費、家財道具の処分に要する経費。

**通信環境整備費**・・・Wi-Fi 環境整備、電話、通信回線工事費、セキュリティ関連機器及び通信設備等の導入に係る経費。  
(月額利用料金等の維持費は除く)

#### ◆ 補助額は・・・

修繕・整備等にかかる経費の2分の1を補助します。

(限度額 400万円)

(例) 修繕、整備費が800万円の場合：800万円×1/2=400万円を補助  
ただし、100万円未満の修繕、整備の場合は対象外です



この補助制度に関するお問合せ先



小豆島町住まい政策課

TEL：82-7011

## ◆ 申請手続きの流れ

① 補助対象の要件を満たしたときに、以下の書類を添付し、**【小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付申請書(様式第1号)】**により申請してください。

- 小豆島町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付申請書(様式第1号)
- 事業計画書(様式第1号別紙1)
- 誓約書(様式第1号別紙2)
- 法人事業者の場合は、登記簿謄本
- 個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し
- 許認可を必要とする業種の場合は営業許可証の写し  
(申請時に提出できない場合は、実績報告時に提出)
- 対象物件の所有権が確認できる書類
- 対象物件の図面等、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類
- 対象物件の周辺環境が分かる位置図
- 対象物件の現状写真
- 補助対象経費の内訳及び合計額が確認できる書類
- 移住者であることが分かる戸籍の附票等の写し  
(法人事業者の場合は、従業員が移住者であることを証明する書類)  
(申請時に提出できない場合は、実績報告時に提出)
- その他、町長が必要と認める書類

申請内容を審査し交付を決定したときは、「交付決定通知」を送付します。

なお事業の効率的な実施を図るため、補助金交付決定前に改修に着手する場合は、「交付決定前着手届」を提出してください。

② 修繕等の終了後1ヶ月以内に、以下の書類を添付し**【実績報告書(様式第8号)】**を提出してください。

- 実績報告書(様式第8号)
- 事業報告書(様式第8号別紙)
- 補助対象経費の内訳及び合計額の請求書の写し
- 補助対象経費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し
- 対象物件の完成写真(外観、内観及び修繕箇所)及び購入物品の写真
- その他、町長が必要と認める書類
- 許認可を必要とする業種の場合は営業許可証の写し(申請時に未提出の場合)
- 移住者であることが分かる戸籍の附票等の写し(申請時に未提出の場合)

実績報告書の内容を審査後、町から補助金額の「確定通知書」を送付します。

③ 「確定通知書」が送付された後、**【補助金請求書(様式第10号)】**を提出してください。  
提出後、指定の口座に補助金を振り込みます。

(注) 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、補助金を返還していただく場合があります。